

社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団個人情報保護要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉敷市個人情報保護条例（平成12年倉敷市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）の趣旨に基づき、社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団（以下「事業団」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものを含む。）をいう。
- (2) 開示 閲覧若しくは視聴に供し、又は写しを交付することをいう。

(収集の制限)

第3条 事業団は、個人情報を収集するときは、収集の目的及び根拠を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により行わなければならない。

2 事業団は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となり得る個人情報その他基本的人権を侵害するおそれのある情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき。

3 事業団は、個人情報を収集するときは、本人から収集するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 報道、出版等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心身喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第4条 事業団は、個人情報の収集目的の範囲を越えた利用又は提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。

(提供先に対する措置要求)

第5条 事業団は、事業団以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講じることを求めるものとする。

(個人情報取扱事務目録)

第6条 事業団は、個人情報を取り扱う事務（事業団の職員又は職員であった者に係るものを除く。以下同じ。）について、当該事務の名称、内容、個人情報の対象者の範囲、作成時期等を記載した個人情報取扱事務目録を作成し、申出に応じて閲覧に供する。

(適正な維持管理)

第7条 事業団は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものとするよう努めなければならない。

- 2 事業団は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業団は、保有する必要のなくなった個人情報を速やかに、かつ確実に消去し、又は廃棄しなければならない。

(職員等の義務)

第8条 事業団の職員又は職員であった者は、職務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託に伴う措置)

第9条 事業団は、個人情報を取り扱う事務の処理を外部に委託しようとするときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(自己情報の開示)

第10条 事業団は、事業団が現に保有している文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他の媒体に記録された自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）について開示の申出（以下「開示申出」という。）があったときは、開示申出をした者が当該自己情報の本人であることを確認したうえで、これに応じるものとする。ただし、開示しようとする自己情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該自己情報の全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 法令等の規定により、開示することができないとされているとき。
- (2) 開示することにより、開示申出をした者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがあるとき。
- (3) 開示することにより、事業団の事務の適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがあるとき。

（自己情報の存否に関する情報）

第11条 事業団は、開示申出に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、前条各号のいずれかに該当する自己情報を開示することとなるときは、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

（自己情報の訂正等）

第12条 事業団は、事業団が現に保有している自己情報について次の各号のいずれかに該当する申出（以下「訂正等の申出」という。）があった場合において、当該各号に定めるときは、申出をした者が申出に係る本人であることを確認したうえで、これに応じるものとする。

- (1) 訂正の申出 当該自己情報に誤りがあると認められるとき
- (2) 削除の申出 第3条の規定に違反していると認められるとき
- (3) 目的外利用等の中止の申出 第4条の規定に違反していると認められるとき。

（開示等の申出の方法）

第13条 開示申出又は訂正等の申出（以下「開示等の申出」という。）は、事業団に対して、書面（以下「開示等申出書」という。）を提出して行うものとする。

2 事業団は、開示等申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示等の申出をした者（以下「開示等申出者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めるとし、開示等申出者が補正を行わないときは、当該開示等の申出に応じないことができる。

（開示等の申出に対する決定及び通知）

第14条 事業団は、開示申出があったときは当該開示申出があった日から起算して15日以内に当該開示申出に係る自己情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は全部を開示しない

旨の決定（以下「開示決定等」という。）を、訂正等の申出があったときは当該訂正等の申出があった日から起算して30日以内に当該訂正等の申出を認める旨又は当該訂正等の全部又は一部を拒否する旨の決定（以下「訂正等決定」という。）をし、開示等申出者に通知するものとする。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 事業団は、やむを得ない事由により、前項に規定する期間内に開示決定等又は訂正等決定をすることができないと認められる場合には、60日以内に決定するよう努めるものとする。

この場合において、事業団は、開示等申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

（第三者保護に関する手続）

第15条 事業団は、開示申出に係る自己情報に事業団及び開示申出者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

（開示等の実施）

第16条 事業団は、全部又は一部を開示する旨の通知をしたときは、速やかに開示申出者に対し、当該自己情報を開示するものとする。

2 自己情報の開示は、事業団があらかじめ指定する日時及び場所において行う。

3 自己情報の開示は、文書、図画及び写真については、閲覧又は写しの交付により、録音・録画テープ等については専用の機器により再生したものの視聴により、マイクロフィルムについては専用機器により用紙に印刷したものの閲覧若しくは交付により、録音・録画テープ以外の電磁的記録については印字装置により出力したものの閲覧又は写しの交付により行うものとする。

4 事業団は、自己情報を開示することにより当該自己情報の保存に支障を生じるおそれがあると認めるとき、及び自己情報の一部を開示しないときその他相当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

5 事業団は、自己情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をすることを決定したときは、速やかに、当該自己情報を訂正し、削除し、又は目的外利用を中止するものとする。

（費用負担）

第17条 自己情報の閲覧に係る費用は、無料とする。

2 自己情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(異議の申出)

第18条 開示等申出者は、開示等の申出に対する決定について不服があるときは、事業団に対して書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

2 前項の異議申出は、開示等の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。

3 第1項の異議申出があった場合は、事業団は、当該異議申出の対象となった開示等の申出に対する決定について再度検討を行った上で、書面により当該異議申出をした者に回答しなければならない。この場合において、回答に当たっては、倉敷市情報公開条例（平成10年倉敷市条例第5号）第18条に規定する倉敷市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くことができる。

(苦情又は相談の処理)

第19条 事業団は、事業団が行う個人情報の取扱いに関する苦情又は相談があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めるものとする。

(実施状況の報告)

第20条 事業団は、この要綱の規定による自己情報の開示等の実施状況について、毎年度市長に報告するものとする。

(他の制度等との調整)

第21条 他の法令等の規定により自己情報の開示、訂正等を求めることができるときは、その定めるところによる。

(委任)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。